

安堵町 導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町は、平成7年の8,941人をピークに人口は減少傾向にあり、令和2年国勢調査では7,225人となっている。

平成27年から令和2年までの年齢区分別人口の変動は、15歳未満の年少人口が減少（人口割合9.4%→8.9%）、15歳以上65歳未満の生産年齢人口も減少（人口割合60.1%→54.8%）している。一方、65歳以上の高齢人口は増加（人口割合30.5%→35.2%）しており、高齢化率の上昇が顕著になっている。

産業構造（令和3年経済センサス）を見ると、本町の事業所数は200社で、その内、サービス業が34社（17.0%）、次いで製造業が32社（16.0%）、卸売業・小売業が28社（14.0%）となっている。また従業者数で見ると、製造業の割合は41.5%となっており、製造業が中核業種となっているが、生産年齢人口が減少傾向にある現在、中小企業者を中心に人手不足が必至となる。

このような中、生産性向上が叫ばれている昨今、当町においても特に中小企業の製造業に先端設備の導入を促進することにより、限られた労働人口で各事業所の労働生産性を高め、経営の安定化を図ることを目標とする。

(2) 目標

先端設備等の導入を促進することで、中小企業の経営の安定化を図るとともに地域経済の活性化を図る。計画期間中に2件程度の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

より多くの町内中小企業に設備投資を促す為に、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

町内中小企業は、町内全域に点在しており、各業種・事業を支援するため全地域とする。

(2) 対象業種・事業

中小企業者による幅広い取組を促すため、町内におけるすべての業種・事業等とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年7月2日から令和7年3月31日までとする。「計画期間は原則として2年間であるところ、町全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。」

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間のいずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるもの
- ② 人員の削減を目的とさせないこと
- ③ リースを事業目的とさせないこと
- ④ 安堵町長が不相当と認めた場合